固定資産（土地・家屋）縦覧帳簿の縦覧について

固定資産税における縦覧制度は、納税義務者が自己の所有する土地や家屋の評価額が、適正かどうかを確認することができる制度です。また、固定資産課税台帳の本人資産に係る部分について閲覧することができます。

●縦覧期間
4月3日（月）～5月1日（月）
8時30分～17時15分
※土・日・祝日を除く

●縦覧場所
各総合支所
住民課・町民生活課の窓口

●縦覧範囲
・土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格を記載）
・家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格を記載）

●縦覧できる方
土地・家屋の固定資産税の納税義務者、またはその代理人。なお、土地の納税義務者は土地の、家屋の納税義務者は家屋の、両資産の納税義務者は土地・家屋両方の縦覧帳簿をご覧いただけます。

●必要書類
・固定資産税の納税義務者ご本人の場合、納税義務者本人であることを確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）
・納税義務者ご本人から委任を受けている方の場合、委任状と代理人本人であることを確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）

●問い合わせ
弓削　住民課☎77-2503
生名町民生活課☎76-3000
岩城町民生活課☎75-2500
魚島町民生活課☎78-0011

自動車税種別割（県税）の減免申請

障がいのある方の自動車で、減免の条件に該当する場合、申請により自動車税種別割の減免を受けることができます。必要書類や減免の条件についてはお問い合わせください。
なお、自動車税種別割の減免は、自動車・軽自動車のうちどちらか一台のみが対象になります。

●申請受付期間
4月3日（月）～5月24日（水）

●出張受付日
5月12日（金）
弓削総合支所
9時30分～12時
岩城総合支所
13時30分～16時
※今治支局税務室職員が町内にて出張受付を行います。ぜひご利用ください。

●申請・問い合わせ
東予地方局課税課自動車税係
☎0897-56-1300
（内線226・227）
今治支局税務室収納管理グループ
☎0898-23-2500
（内線204・301）

軽自動車税（種別割）の減免更新について

身体障がい者の方に対する軽自動車税（種別割）減免の更新を行うため、現況調査を実施します。3月下旬に対象の方へ「現況報告書」をお送りしましたので、期限内に提出してください。「現況報告書」を提出されない場合は、更新ができませんのでご注意ください。
※更新対象者以外の方は、5月に窓口で再度申請が必要ですのでご注意ください。

●更新対象者
・身体障がい者本人運転のみ
・「現況報告書」で変更のない方
※車検の更新をされた方は車検証のコピーの添付が必要です。

●問い合わせ
弓削　住民課☎77-2503
生名町民生活課☎76-3000
岩城町民生活課☎75-2500
魚島町民生活課☎78-0011

令和5年4月1日から魚島総合支所の宿直を廃止します。
午後5時15分から翌朝8時30分まで職員が不在となりますが、この間の電話については当直用携帯電話に転送され職員が対応いたします。また、大雨や台風などの警報発令時は職員が支所に待機することとなります。
土曜、日曜、祝日および年末年始（12月29日～1月3日）の日直（午前8時30分～午後5時15分）については、従来どおりです。

電気自動車の購入費用を補助します！

上島町では、2050年のカーボンニュートラルに向けて、環境への負荷の少ないエネルギー利用を促進し、温室効果ガス排出量の削減を図るため、町民の電気自動車の購入費用を補助いたします。

●補助対象者
❶町内に住所を有する者
❷町税の滞納者でない者
❸補助対象車両の所有者および使用者

●補助対象車両・補助金額
補助対象車両　※電気自動車
補　助　金　額　10万円
※一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象車両として登録されている4輪の電気自動車であること。
※自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置が町内となっていること。
※自家用車（原動機付自転車を除く。）として登録された新車であること。
※リース車でないこと。

●申請方法
・補助金交付申請書のほか要綱に定める書類を添えて提出してください。
・申請様式は町HPからダウンロードできます。

●申請・問い合わせ
住民課　☎77-2503

空き家・空き地バンク ミニコラム22

空き家特措法に改正の動き

約２年にわたって連載した本コラムも、今回で最終回となります。ここで、国による空き家問題対策の動向をまとめておきましょう。

近年、空き家の数は急速に増加しています。総務省「住宅・土地統計調査」によると、空き家の数は2018年に849万戸に達しています。このうち、別荘などの二次的利用や、賃貸または売却用の住宅を除いた、長期にわたって住人が不在となっている住宅、すなわち、私たちが「空き家」という言葉から想定する状態に合致する空き家は349万戸でした。この数は、1998年からの20年間で約1.9倍に増加しています。

この問題に対応するため、2015年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。この法律では、そのまま放置すれば危険な空き家を「特定空家等」と定義し、市町村長はそれに該当する空き家に対して、状態改善の助言や指導を行うことができ、さらにそれに従わなかった場合には、取壊しなど強制的な措置をとることができるとしました。施行から2021年度末までの約７年間に、行政から助言や指導を受けた空き家は３万785戸に達しましたが、所有者に代わって行政が強制的に措置を行う行政代執行は累計で140戸、所有者を特定できない場合に行政が措置を行う略式代執行は342戸にとどまりました。空き家問題への対策を強化するため、同法の改正が議論されています。空き家の所有者には直接影響することですので、ぜひ今一度、空き家の活用をご検討ください。

このコラムでは、これまで22回にわたり、空き家・空き地にまつわる幅広い事柄について、情報提供をさせていただいてきました。上島町でも全国に先駆けて、放置される空き家の増加が、大きな社会課題となっています。上島町においても、空き家・空き地バンク制度や、それと関連した改修等への補助金制度、そして放置していると危険であると判断された空き家を対象とする解体工事への補助金による支援制度がございますので、ご家族で空き家の利活用について話し合う機会を設けていただければ幸いです。

空き家・移住定住ワンストップ窓口
弓削総合支所２階　**相談専用ダイヤル**　☎0897-77-2501

上島町の未来のために「空き家」をつなごう！

上島町では、町に住み続けていただく「定住促進」のため、町を好きになり住んでみたい方への「移住促進」のために、空き家・空き地バンク制度を実施しています。
現在、上島町に住み続けたい、住んでみたいといった方から、空き家紹介のご希望を多くいただいていますが、登録物件が少なく、ご希望にお応えできない状況です。空き家・空き地バンクへの登録をぜひ、ご検討ください。